



●児童館 jidoukan@city-ishikari.hokkaido.jp ●こども相談センター k-soudan@city-ishikari.hokkaido.jp
●こども家庭課 k-katei@city-ishikari.hokkaido.jp

児童館の行事

【花川児童館】(りんくる内)

日時・内容 27日(土)14時～ クッキン(おやつ作り)

対象・定員 小学1年生以上・15人
問合せ ④72-7016

【花川北児童館】(花川北3・2)

日時・内容 13日(土)13時30分～
ミニ遠足 ※遠足できる軽装で
お越しください

問合せ ④74-2884

【おおぞら児童館】(花川南1・1)

日時・内容 13日(土)14時～
くつてあそぼう

問合せ ④73-4849

【花川南児童館】(花川南8・3)

日時・内容 17日(水)14時～ ドッジボール大会

問合せ ④72-7311

【花川南児童館】(花川南1・1)

日時・内容 13日(土)14時～
くつてあそぼう

問合せ ④72-7311

【花川南児童館】(花川南8・3)

日時・内容 17日(水)14時～ ドッジボール大会

問合せ ④72-7311

【花川南児童館】(花川南8・3)

日時・内容 17日(水)14時～ ドッジボール大会

問合せ ④72-7311

【花川南児童館】(花川南8・3)

日時・内容 17日(水)14時～ ドッジボール大会

問合せ ④72-7311

対象 就学前児童 時間 9:30～11:30
※月～金曜は花川児童館を含めて4館で児童開放も行っています。
※児童開放は、保護者の方と児童館の遊具を使って自由に遊ぶことができます。お友達同士でご来館ください。またお友達を作る場としても活用してください。

妊婦さんのための育児教室

首のすわっていない人形での実習と赤ちゃんと先輩ママとの交流。

日時 6月20日(火)13時～15時
場所 りんくる

内容 抱っここの仕方、お風呂の入れ方、おむつ交換など

持ち物 母子手帳

申込締切 6月13日(火)

申込・問合せ 健康づくり課

申込締切 6月13日(火)

申込・問合せ 健康づくり課

申込締切 6月13日(火)

申込・問合せ 健康づくり課

対象 就学前児童生以上・15人
※月～金曜は花川児童館を含めて4館で児童開放も行っています。
※児童開放は、保護者の方と児童館の遊具を使って自由に遊ぶことができます。お友達同士でご来館ください。またお友達を作る場としても活用してください。

持ち物 弁当・飲み物・タオル等

※雨天時はウイングベイ小樽セントラル(花川北2・5えるむ保育園内)④71-2013

申込・問合せ 地域子育て支援センター(花川北2・5えるむ保育園内)④71-2013

申込・問合せ 市献血推進協議会④72-3127

き上げられます。改正に伴う新規請求などは、9月29日(金)まで受け付けたものに限り、4月1日にさかのぼって支給されます。

平成18年度に小学5・6年生になりました児童がいる方や所得制限により手当を受給していない方などは手続きが必要な場合があります。

方などは手続きが必要な場合があります。

れるとともに、所得制限額が引けられました。

16時30分 イオンスープセ

ンターホテル(花川北2・5えるむ保育園内)④71-2013

申込・問合せ 市献血推進協議会④72-3127

認知症者の介護者交流会

日時 6月8日～9月14日の毎週木曜10時～12時

定員 20人程度(申込多数時抽選)

申込締切 5月19日(金)

対象 初級手話講習会などを修了した市民

【中級】 初級手話講習会などを修了した市民

日時 5月30日(火)10時～11時

日時 5月30日～10月17日(火)10時～12時

日時 5月15日は除くの毎週火曜18時～20時45分

医療相談窓口

相談できない内容 治療方法や検査の必要性など診療の内容にかかる判断はできません。他の機関が担当する事項については、その担当機関を紹介します。

江別保健所では、「医療のことで困っているが、相談先も分からぬ」などの、医療に関する問題について、江別保健所で10割負担)、または1年未満の短期被保険者証の交付となる場合があります。また、滞納税には延滞金が加算されるほか不動産(土地・建物)、給与などの財産の差押えを実施することになりますので、必ず納付してください。

江別保健所(011-383-2111)※電話口で「医療相談」と伝えてください。

保険・年金

国民年金のお知らせ

●学生納付特例制度・納付猶予制度

学生(20歳以上の方)で収入が少なく納付が困難な場合、申請により国民年金保険料を後払いできるのが「学生納付特例制度」です。

また30歳未満の方で、本人と配偶者の収入が一定額以下の場合、申請により国民年金保険料の納付を後払いできるのが「若年者納付猶予制度」です。これらの申請をせず保険料を未納のままにしておくと、思わぬ病気やけがで障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなりますので注意しましょう。

- 前年の所得を確認する必要があるため、年度ごとに国民年金担当・各支所窓口で申請してください。
- 手続きに必要な書類は、年金手帳・学生証(コピー可)・印鑑・源泉徴収票等(前年度の所得が確認できるもの)です。

※平成17年度の若年者納付猶予制度を18年6月まで受けられている方は7月以降申請してください

●保険料の未納は…

国民年金保険料を未納のままにしていると、老齢・障がい・死亡の場合に年金を受けられないことがあります。未納のある方は、郵送されている納付書を確認の上、最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。

納付書を紛失してしまった場合や平成18年4月以降の納付書が届いていない方は、札幌北社会保険事務所(011-717-4111)までお問い合わせください。

申請・問合せ 国民健康保険課国民年金担当 72-3122
kokuhou@city-ishikari.hokkaido.jp

放火を防ぐために

放火の危険からまちを守るために、地域が一丸となり協力体制を確立することが大切です。「安全に暮らせるまち」づくりのため、自ら放火されない地域環境をつくりましょう。

こんなことに注意!

- ダンボールや紙くず・ごみなど、家の周りに燃えやすいものを置かない
- 家の周りは明るくする
- ごみを出すときは、収集日の朝に出す
- 不審な人を見かけたら警察などに知らせる
- 留守にするときは確実に鍵をかける

開拓石狩消防署予防課 74-7165



●健康づくり課 kenkou@city-ishikari.hokkaido.jp
●福祉生活課 fukushis@city-ishikari.hokkaido.jp